

新船員保険制度における一般保険料率の算定について（案）

1. 新船員保険制度の一般保険料率について

平成22年1月からの新船員保険制度における一般保険料率については、

- ・ 職務外疾病の保険給付等に係るものとして、被保険者・船舶所有者折半による疾病保険料率（40%～110%）
- ・ 職務上疾病・年金の保険給付及び保健福祉事業等に係るものとして、船舶所有者負担による災害保健福祉保険料率（10%～35%）

に区分し、法律で定められた上下限の範囲内で設定することとされている。

- ※ 後期高齢者医療の被保険者等である被保険者及び独立行政法人等被保険者の一般保険料率は、災害保健福祉保険料率のみ。
- ※ 後期高齢者医療の被保険者等である被保険者、独立行政法人等被保険者及び疾病任意継続被保険者の災害保健福祉保険料率については、それぞれ別に定める。
- ※ 疾病任意継続被保険者については、保険料額の全額を負担。

【現在の保険料率】

（単位：%）

	被保険者	船舶所有者	合計
疾病部門（医療分）	45.5	65.5	111
職務上	0	20	20
職務外	45.5	45.5	91
失業部門	4	7	11
年金部門	0	44	44
福祉事業等	0	14	14
特別支給金	0	6	6
その他	0	8	8
合計	49.5	130.5	180

※疾病任意継続被保険者：10.5%（被保険者全額負担）

【新船員保険の保険料率】

（単位：%）

	上下限及び負担割合	
疾病保険料率	40～110	折
災害保健福祉保険料率	10～35	船舶所有者負担

（参考：労働保険料）

（単位：%）

	被保険者	船舶所有者	合計
労災保険率	0	50	50
雇用保険率	4	7	11
合計	4	57	61

2. 算出にあたっての基本的な考え方について

(1) 前提

疾病保険料率及び災害保健福祉保険料率については、平成22年1月分以降の保険料に係る保険料率を算定することとなること、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるよう算定するものとされていること等を踏まえ、原則、平成22年1月から平成23年3月まで(15ヶ月)の財政収支を見通した保険料率を算出する。

ただし、平成22年度に係る保険料率については、本年末の国の平成22年度予算編成、診療報酬改定及び今後の被保険者数、平均標準報酬月額、医療給付費の動向等を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

※ 支出見込額15カ月分に対し、保険料収入が平成22年1月分(2月徴収分)から平成23年2月分(3月徴収分)までの14ヶ月分となることから、保険料収入についても15ヶ月分相当額に修正する。

(2) 疾病保険料率

① 保険給付費の見込み額については、これまでの国の予算概算要求及び予算編成における計算方法を踏襲し、平成22年1月及び2月について、平成20年度の実績を基礎として、過去3年間の平均伸び率を使用し推計。

・ 平成22年3月以降について、上記により推計した平成22年3月値を基礎として、過去3年間の平均伸び率を使用して推計。

② 前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の見込み額については、国の平成21年度予算額(見直し後)及び平成22年度予算概算要求額を使用。

(3) 災害保健福祉保険料率

① 船員保険独自給付(上乘せ給付)分の見込み額については、労働保険特別会計労災勘定負担分(協会への職務上年金給付費等交付金)に係る平成21年度予算額及び平成22年度予算概算要求額を参考とし、労災保険1件当たり給付金額と船員保険1件当たり給付金額の平成20年度実績を使用し推計。

② 保健福祉事業費については、船員保険特別会計福祉事業費の平成21年度予算額のうち新船員保険において実施する事業に係る予算額を参考とし推計。

(4) 共通

① 総報酬額の総額の見込み額

これまでの国の予算概算要求及び予算編成における計算方法を踏襲し、過去3年間のデータに基づく被保険者数や賃金(平均標準報酬月額)の増減の平均等を踏まえて推計。

②業務取扱費（人件費、事務室借料、一般業務経費等）

業務取扱費については、職員給与、契約職員給与、事務室借料、システムランニングコスト、年金運営主体が行う適用・徴収業務経費、その他一般業務経費等として、約14.5億円程度（15ヶ月分）が必要と見込まれる。

また、船員保険事業の執行に要する費用に係る国庫補助については、平成21年度予算額及び平成22年度予算概算要求額を使用。

なお、当該業務取扱費及び国庫補助については、職務外疾病の保険給付等に係るもの（疾病保険料率に反映）と、職務上疾病・年金の保険給付及び保健福祉事業等に係るもの（災害保健福祉保険料率に反映）とに区分する必要があるが、明確に区分することが困難であることから、各事務に係る人員配置等を勘案し、それぞれ9対1の割合で案分している。

3. 算定した保険料率について

上記2の基本的な考え方に基つき算定した保険料率は、

- ・ 疾病保険料率：93.88% ⇒ 94%（被保険者：47%、船舶所有者：47%）
- ・ 災害保健福祉保険料率：13.93% ⇒ 14%（船舶所有者負担）

疾病任意継続被保険者に係る災害保健福祉保険料率

5%

独立行政法人等職員に係る災害保健福祉保険料率

5%

後期高齢者医療の被保険者等に係る災害保健福祉保険料率

14%

となる。

なお、疾病保険料率については、現行の疾病部門（職務外）の91%（被保険者：45.5%、船舶所有者：45.5%）より3%（被保険者：1.5%、船舶所有者：1.5%）増加することとなるが、被保険者負担分の保険料率については、積立金を保険料率の引き下げに充てることにより現行と同じ45.5%とし、92.5%（被保険者：45.5%、船舶所有者：47%）とすることとした。

※ 被保険者負担分の保険料率の引き下げ率については、今後、保険給付費等の増加が見込まれることから、今後の保険料率の上昇等を踏まえ、傾斜配分的に引き下げること検討。

（参 考）

船舶所有者の負担分については、疾病保険料率（47%）及び災害保健福祉保険料率（14%）に統合後の労働者負担分（130.5%）と雇用保険料率（7%）を加えると118%となり、現行の船員保険料における船舶所有者負担分（130.5%）と比べると12.5%の減となる。

なお、疾病任意継続被保険者についても、現行の105%と比べると7.5%の減となる。

4. 疾病任意継続被保険者等に係る災害保健福祉保険料率について

(1) 疾病任意継続被保険者に係る災害保健福祉保険料率については、保健事業及び福祉事業に要する費用の額、事務の執行に要する費用の額及び準備金の積立の予定額に照らし、決定するものとされている。

一般の被保険者に係る災害保健福祉保険料率(14%)のうち、保健事業及び福祉事業に要する費用の額に相当するものが約4.1%であり、事務の執行に要する費用の額に相当するものが約0.3%であることから、その合計した率(4.4%)の小数点以下を切り上げた率(5%)を疾病任意継続被保険者に係る災害保健福祉保険料率とする。

(2) 独立行政法人等職員被保険者に係る災害保健福祉保険料率については、職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷について行われる給付に要する費用の額、保健事業及び福祉事業に要する費用の額から特定健康診査等に要する費用の額を除いた額、事務の執行に要する費用の額及び準備金の積立の予定額に照らし、決定するものとされている。

一般の被保険者に係る災害保健福祉保険料率(14%)のうち、職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷について行われる給付に要する額に相当するものが約2.1%、保健事業及び福祉事業に要する費用の額から特定健康診査等に要する費用の額を除いた額に相当するものが約2.5%、事務の執行に要する費用の額に相当するものが約0.3%であることから、それらを合計した率(4.9%)の小数点以下を切り上げた率(5%)を独立行政法人等職員被保険者に係る災害保健福祉保険料率とする。

(3) 後期高齢者医療の被保険者等である被保険者に係る災害保健福祉保険料率については、職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷について行われる給付に要する費用の額及び下船後の療養補償に相当する療養の給付に要する費用の額、保健事業及び福祉事業に要する費用の額から特定健康診査等に要する費用の額を除いた額、事務の執行に要する費用の額及び準備金の積立の予定額に照らし、決定するものとされている。

一般の被保険者に係る災害保健福祉保険料率(14%)のうち、職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷について行われる給付に要する費用の額及び下船後の療養補償に相当する費用の額に相当するものが約9.6%、保健事業及び福祉事業に要する費用の額から特定健康診査等に要する費用の額を除いた額に相当するものが約2.5%、事務の執行に要する費用の額に相当するものが約0.3%であり、それらを合計した率は12.4%となる。

一方、保険料率を算定するにあたっての分母となる総報酬額の基礎となる平均標準報酬月額について、一般の被保険者の平均標準報酬月額が約39万円であるのに比べ、後期高齢者医療の被保険者等である被保険者の平均標準報酬月額が約25万円と低い(※同じ必要支出額を負担するためには、総報酬額の総額が低くなれば保険料率が高くなる。)ことを踏まえ、一般の被保険者に係る災害保健福祉保険料率と同じ保険料率(14%)をもつて後期高齢者医療の被保険者等である被保険者等に係る災害保健福祉保険料率とする。

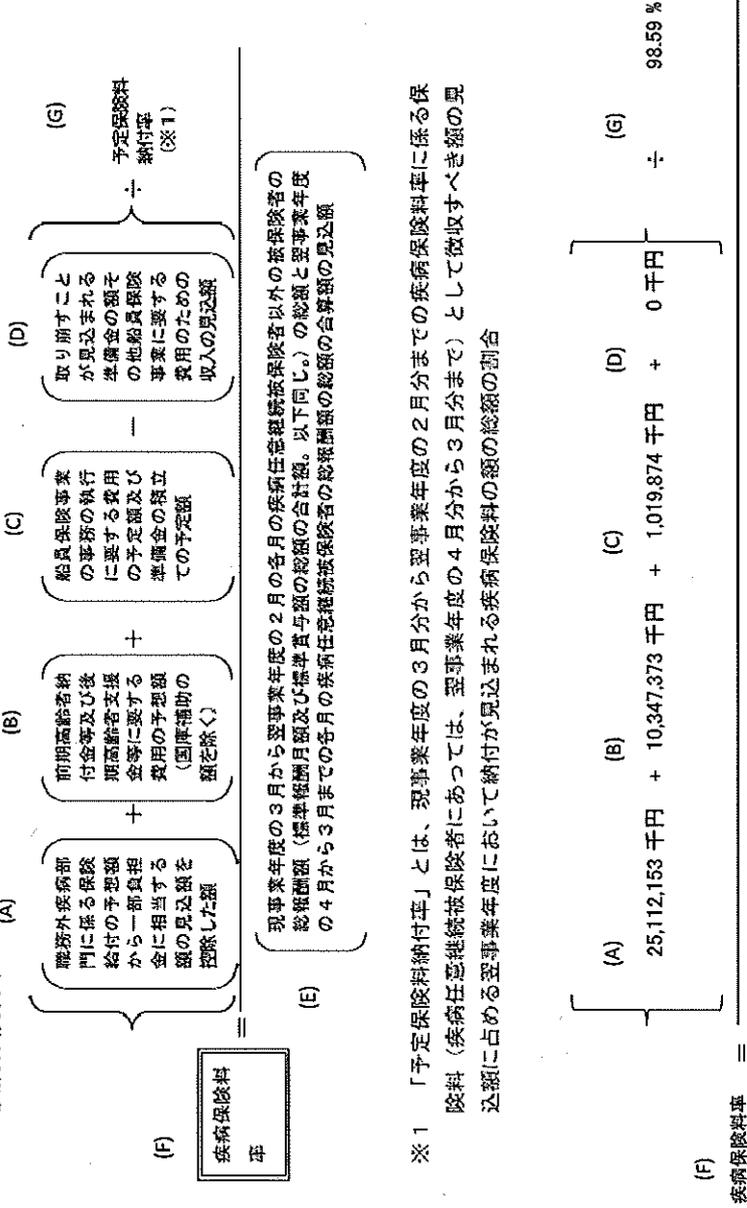
※ 後期高齢者医療の被保険者等である被保険者：約180人(平成21年4月時点)

○疾病保険料率の分析(船保)

(単位:千円)	
(歳入)	合計
国庫補助	3,750,000
出産育児補助	26,575
事務費補助金	282,914
合計(円)	4,059,489
(歳出)	
疾病保険給付費(職務外)	25,112,153
前期高齢者納付金	5,714,418
後期高齢者支援金	7,278,818
退職者給付拠出金	1,123,672
老人保健拠出金	4,297
病床転換支援金	2,743
業務取扱費	1,302,788
合計(円)	40,538,889
総報酬額	394,122,497
保険料率(%)	93.88

未定稿

1 疾病保険料率



※1 「予定保険料率」とは、現事業年度の3月から翌事業年度の2月分までの疾病保険料率に係る保険料(疾病任意継続被保険者にあつては、翌事業年度の4月分から3月分まで)として徴収すべき額の見込額に占める翌事業年度において納付が見込まれる疾病保険料の額の総額の割合

※(G)の予定保険料率については、平成20年度実績における現年度の収納率を計上。

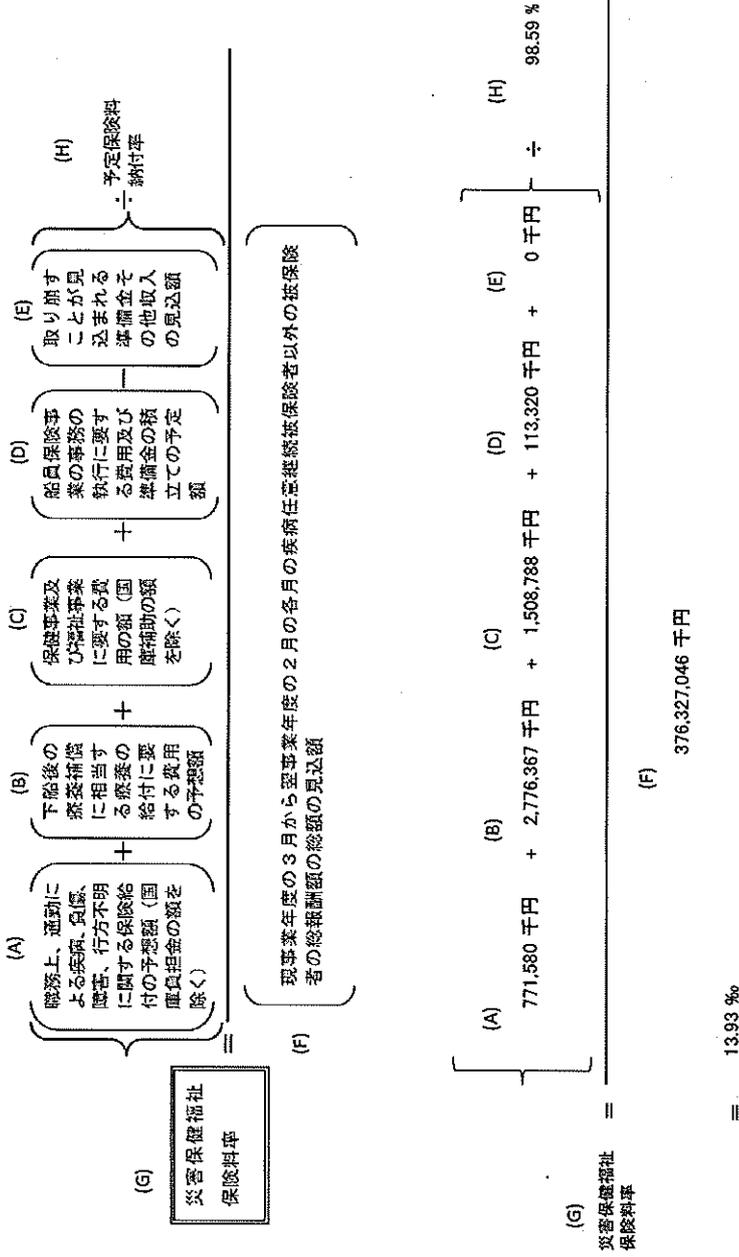
○災害保健福祉保険料率の分析(船保)

(単位:千円)	
(歳入)	合計
国庫補助(特定健診)	44,788
事務費補助金	31,435
合計(円)	76,223
(歳出)	
傷病手当金(職務上差額)	92,848
障害年金(職務上差額)	193,395
遺族年金(職務上差額)	292,488
障害手当金(職務上差額)	173,447
行方不明手当金	19,402
下船後3月	2,776,367
福祉事業費	1,553,576
業務取扱費	144,755
合計(円)	5,246,278
総報酬額	376,327,046
保険料率(%)	13.93

未定稿

2 災害保健福祉保険料率

(1) 疾病任意継続被保険者、後期高齢者医療の被保険者等である被保険者及び独立行政法人等職員被保険者以外の被保険者



※(H)の予定保険料納付率については、平成20年度実績における現年度の収納率を計上。

○平成22年度予算に関する基礎計数(船員保険)

(参考)

	平成20年度(実績)	平成21年度(見直)	平成22年度(概算要求)
被保険者数	62,809人 (△1.3%)	61,659人 (△1.8%)	60,542人 (△1.8%)
平均標準報酬月額	394,670円 (1.9%)	394,416円 (△0.1%)	391,903円 (△0.6%)
1人当たり医療給付費	270,744円 (2.6%)	276,629円 (2.2%)	281,779円 (1.9%)
1人当たり現金給付費	49,262円 (△8.4%)	52,466円 (6.5%)	54,173円 (3.3%)
1人当たり保険給付費	320,007円 (0.7%)	329,096円 (2.8%)	335,952円 (2.1%)

※1 () 書きは、対前年度比較を計上。

(参考：保険料率算定に当たって実際に使用した数値)

◇疾病保険料率 (単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	合計
(収入)			
国庫補助	750,000	3,000,000	3,750,000
出産育児補助	5,315	21,260	26,575
事務費補助金	27,714	255,200	282,914
合計(円)	783,029	3,276,460	4,059,489

◇災害保健福祉保険料率 (単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	合計
(収入)			
国庫補助(特定健診等)	12,082	32,706	44,788
事務費補助金	3,079	28,356	31,435
合計(円)	15,161	61,062	76,223

(支出)

疾病保険給付費(職務外)	4,772,959	20,339,194	25,112,153
前期高齢者納付金	1,170,537	4,543,881	5,714,418
後期高齢者支援金	1,606,647	5,672,171	7,278,818
退職者給付拠出金	308,217	815,455	1,123,672
老人保健拠出金	0	4,297	4,297
病床転換支援金	1,404	1,339	2,743
業務取扱費	240,017	1,062,771	1,302,788
合計(円)	8,099,781	32,439,108	40,538,889

(支出)

傷病手当金(職務上差額)	1,847	91,001	92,848
障害年金(職務上差額)	28,533	164,862	193,395
遺族年金(職務上差額)	42,375	250,113	292,488
障害手当金(職務上差額)	25,304	148,143	173,447
行方不明手当金	3,813	15,589	19,402
下船後3月	694,437	2,081,930	2,776,367
福祉事業費	214,023	1,339,553	1,553,576
業務取扱費	26,669	118,086	144,755
合計(円)	1,037,001	4,209,277	5,246,278

総報酬額 79,523,520 314,598,977 394,122,497

総報酬額 75,811,424 300,515,622 376,327,046

※2 業務取扱費(約14.5億円)の内訳
 ・ 日本年金機構が行う適用・徴収に要する経費(業務勘定への繰入)
 ・ 職員の人件費等(契約職員の賃金等を含む)
 ・ 事務室等借料
 ・ システムランニングコスト及びその他業務経費等

:約0.8億円
 :約5.7億円
 :約1.1億円
 :約6.9億円

※3 業務取扱費について疾病保険料率分及び災害保健福祉保険料率の切り分けについては、全体の金額を9:1に按分して計上。

船員保険法（昭和14年法律第73号）一抄—

（一般保険料率）

- 第百二十条 一般保険料率は、次条に規定する疾病保険料率と第百二十二条に規定する災害保健福祉保険料率とを合計して得た率とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、後期高齢者医療の被保険者及び独立行政法人等職員被保険者にあつては、一般保険料率は、災害保健福祉保険料率のみとする。

（疾病保険料率）

- 第百二十一条 疾病保険料率は、千分の四十から千分の百十までの範囲内において、協会が決定するものとする。
- 2 疾病保険料率は、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。
- 一 第二十九条第一項各号及び第三十条に掲げる保険給付（次条第二項第二号に掲げるものを除く。）に要する費用の予想額
 - 二 前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に要する費用の予想額（第百十三条の規定によるその額に係る国庫補助の額を除く。）
 - 三 船員保険事業の事務の執行に要する費用（次条第二項第四号に掲げる費用を除く。）の予定額及び第百二十四条の規定による準備金の積立ての予定額（第百十二条の規定による国庫負担金の額を除く。）

3~11 （略）

（災害保健福祉保険料率）

- 第百二十二条 災害保健福祉保険料率は、千分の十から千分の三十五までの範囲において、協会が決定するものとする。
- 2 災害保健福祉保険料率は、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。
- 一 第二十九条第二項各号に掲げる保険給付に要する費用の予想額（第百十二条第一項の規定によるその額に係る国庫負担金の額を除く。）
 - 二 第五十三条第四項の規定により職務上により職務上の事由又は通勤による疾病又は負傷について行われる同条第一項第六号に掲げる給付に要する費用及び下船後の療養補償に相当する療養の給付に要する費用の予想額
 - 三 前章の規定による保健事業及び福祉事業に要する費用の額（第百四十三条の規定によるその額に係る国庫補助の額を除く。）
 - 四 前三号に掲げる事務の執行に要する費用及び第百二十四条の規定による準備金の積立ての予定額
 - 3 前二項の規定にかかわらず、疾病任意継続被保険者に係る災害保健福祉保険料率は、前項第三号及び第四号に掲げる額に照らし、協会が政令で定めるところにより算定し、決定するものとする。

- 4 第一項及び第二項に規定にかかわらず、独立行政法人等職員被保険者に係る災害保健福祉保険料率の算定については、同項各号に掲げる額（同項第二号に掲げる額については下船後の療養補償に相当する療養の給付に要する費用の額を除き、同項第三号に掲げる額については特定健康診査等に要する費用の額を除く。）に照らし、協会が政令で定めるところにより算定し、決定するものとする。
- 5 第一項及び第二項の規定にかかわらず、後期高齢者医療の被保険者である被保険者に係る災害保健福祉保険料率は、同項各号に掲げる額（同項第三号に掲げる額については特定健康診査等に要する費用の額を除く。）に照らし、協会が政令で定めるところにより算定し、決定するものとする。
- 6 (略)

附 則

第九条 協会は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の属する月分以降の保険料に係る疾病保険料率について、当分の間、第二百五条第一項の規定にかかわらず、第二百四十四条に規定する準備金の額（船員保険事業に要する費用の支出に備えるため必要な額として政令で定めるところにより算定した額を除く。）及び被保険者（後期高齢者医療の被保険者等及び独立行政法人等職員被保険者を除く。以下この条において同じ。）の数の動向並びに職務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に要する費用の予想額等を勘案し、被保険者の負担を軽減するため必要があることを認めるときは、期間を定めて、疾病保険料率から政令で定める範囲内において協会が定める率（以下「控除率」という。）を控除することができる。この場合において、第二百二十条第一項中「疾病保険料率」とあるのは「疾病保険料率から附則第九条第一項に規定する控除率を控除した率」と、第二百五条第一項第一号及び第二号中「疾病保険料率」とあるのは「疾病保険料率から附則第九条第一項に規定する控除率に二を乗じて得た率を控除した率」と読み替えるものとする。

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）一抄一

附 則

（疾病保険料率の決定に関する経過措置）

第二十四条 協会は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の前日までに、平成二十二年改正後船員保険法第二百一十一条第一項の疾病保険料（以下この条において「疾病保険料率」という。）を決定しなければならない。

2～5 (略)

（災害保健福祉保険料率の決定に関する経過措置）

第二十五条 協会は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の前日までに、平成二十二年改正後船員保険法第二百二十二条第一項の災害保健福祉保険料率（次項において「災害保健福祉保険料率」という。）を決定しなければならない。

2 (略)